

### 3 証券投資信託受益証券の評価

金融商品取引所に上場されている証券投資信託の受益証券については、上場株式における権利落、配当落及び配当期待権に相当する事象が生じることから、これらを実価方法に反映させる内容の改正を行った。

(評価通達199 (注) =改正)

#### 1 従来 of 取扱い

金融商品取引所に上場されている証券投資信託の受益証券については、評価通達 169 ((上場株式の評価)) 及び評価通達 171 ((上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合)) の(1)の定めに準じて評価することとしていた。

#### 2 通達改正の概要

金融商品取引所に上場されている証券投資信託の受益証券については、上場株式における権利落又は配当落に相当する事象が生じることから、これらを実価方法に反映させるため、評価通達 170 ((上場株式についての最終価格の特例－課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合))、評価通達 171 ((上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合)) の(2)及び(3)並びに評価通達 172 ((上場株式についての最終価格の月平均額の特例)) の定めに準じて評価することとした。

また、金融商品取引所に上場されている証券投資信託の受益証券については、株式に係る配当期待権に相当する金銭分配期待権が生じることから、この金銭分配期待権の価額について、評価通達 193 ((配当期待権の評価)) の定めに準じて評価することとした。